

## 令和5年 第8回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和5年第8回船橋市農業委員会総会を令和5年8月8日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

### 出席委員

#### 農業委員（14人）

石山 幸男      齋藤 教子      金子 しのぶ      豊田 豊      長嶋 雄一      小川 晃      平野 恵昭  
神山 茂樹      高橋 光一      藤家 雅子      藤平 尚志      宍倉 由紀雄      藤城 孝義      岡庭 一美

#### 農地利用最適化推進委員（1人）

岩佐 常信

千葉県農業会議

議長

局長

議長

議長

### 農業者年金 説明

それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第8回農業委員会総会を開催いたします。  
事務局、傍聴人はおりますか。

傍聴人はおりません。

それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

それでは、指名いたします。

1番、石山幸男委員と、2番、齋藤教子委員の両名にお願いいたします。

それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長  
議長  
神山審査班長

局長。

農地法第5条許可申請について、議案第1号の1から3を上程いたします。

本議案につきまして、神山審査班長の報告を求めます。

それでは、今日3日、長嶋雄一委員、岩佐常信推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

議案第1号の1につきましては、土木工事業を営む会社の取締役である譲受人が、既存の車両置場及び資材置場が手狭となったため、隣接する市街化区域内の畑と併せ利便性の高い当該地を車両置場及び資材置場として整備し、会社に貸し出すものです。

現地は畑で、隣接地は畑、宅地及び道路となっており、周囲は崖に囲まれ、一部に防じんネットを施工、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま。

また、隣接農地所有者へは説明済です。

資力については、融資証明書で確認済であり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議案書2ページ、地図4から6ページをご覧ください。

議案第1号の2につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、隣接する山林と併せて、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地1棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は山林、宅地及び道路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留施設を設置し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま。

また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業にともなう生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されており

ます。

なお、隣接に農地はありません。都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が水道管・ガス管が埋設されている道路に沿っており、おおむね500メートル以内に大穴北菌科と船橋市立大穴北小学校の医療施設と教育施設があることから、第3種農地と判断します。

議案書2ページ、地図7から9ページをご覧ください。

議案第1号の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地12棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は田及び水路となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留施設を設置し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管へ接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業にともなう生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地が、集団的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、3議案につきましては、許可相当と思われま

- 議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご意見、ご異議ございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。
- 局長。
- 局長 農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、議案第2号の1から2を上程いたします。
- 議長 本議案につきまして、事務局から説明を願います。
- 事務局 議案第2号の1及び2につきましては、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。
- 議案書3ページ、地図10から11ページをご覧ください。
- 議案第2号の1及び2につきましては、関連議案ですので一括説明いたします。
- 議案第2号の1につきましては、神保町の畑2筆、面積は合計249平方メートルであり、議案第2号の2につきましては、神保町の畑6筆、面積は合計274平方メートルであります。
- 当該地は、平成21年に相続し、平成10年頃から自宅敷地及び農業用倉庫として一体利用されており、現在に至っております。
- 20年以上宅地であった旨の証明として、平成13年2月17日撮影の航空写真が添付されております。
- 以上、2議案につきましては、農地法の許可を要しない土地と思われま。
- 議長 ただいまの事務局説明に対して、ご意見はございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。
- 本議案につきまして、農地法の許可を要しない土地と判断する方の挙手を求めます。
- 全員一致であります。よって許可は要しないと決しました。

局長  
議長  
事務局

局長。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第3号の1を上程いたします。

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

議案第3号の1につきましては、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定についてでございます。議案書は4ページです。

議案説明に入る前に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律について、概要を説明いたします。

農家の高齢化や後継者不足によって減少していく都市農地を守るため、生産緑地の指定を受けている農地の貸し借りを可能とする必要があることから、平成30年9月1日に本法律は施行されました。

この法律による貸借には利点が3つあり、1つ目は、農地法第3条の許可が不要であるということ、2つ目は、法定更新されないということ、つまり、契約期間終了後は土地所有者へ農地が返却されるため、土地所有者が安心して農地を貸し出すことができるということ、3つ目は、納税猶予の特例適用農地であっても貸し借りが可能ということ、以上3つとなります。

手続きといたしましては、権利設定を受ける者である借受人が事業計画を作成し、市の経済部農水産課に提出します。農水産課において書類内容を確認、精査し、農業委員会総会にて計画を決定し、農水産課が認定をするという流れです。

認定基準につきましては、農地の全てを効率的、継続的、安定的に利用すること、周辺農地に支障を来さないこと、また、収穫された農作物のうち5割以上を地元直売所等で販売することなど、国が基準を定めております。

それでは、本議案の説明に入ります。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定により、市は農業委員会の決定を経て、都市農地の貸借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされています。

このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、生産緑地である二子町の現況畑の田、1筆、856平方メートルに使用貸借による権利4年、以上を新規に設定するものです。

事務局において、事業計画について確認、調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われま

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長

都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画の決定について、議案第3号の2を上程いたします。

議長

本議案の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、宍倉委員は利害関係者に該当しますので、退席を求めます。

—————宍倉委員退室—————

議長

それでは、本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第3号の2につきましては、議案書は4ページです。

2は、生産緑地である前原東の畑2筆、計1,982平方メートルに賃借権1年、以上を継続して設定するものです。

事務局において事業計画について確認、調査したところ、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号の要件を満たしており、事業計画を決定することが適当であると思われま

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律による事業計画として決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

宍倉委員、入室をお願いします。

—————宍倉委員入室—————

議長 局長。

局長 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について、議案第4号を上程いたします。

議長 本議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見についてでございます。議案書は4ページです。

農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に改正されたことから、市で定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を令和5年9月末までに変更する必要があります。

基本構想を変更する場合は、農業委員会の意見を聴かなければならないことが、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に規定されております。

このことにより、市長から、配付資料のとおり、修正案の内容にて変更することについて、農業委員会の意見をいただきたい旨の依頼がありました。

なお、令和5年7月20日に開催された令和5年第1回船橋市農業委員会臨時総会において、経済部農水産課から修正案の内容についてご説明させていただき、事務局において事前に農業委員の皆様にご意見の有無を確認したところ、構想の内容に関して特段のご意見はなく、修正案の内容でご承認いただきましたことを確認しております。

説明は以上です。

議長 ただいまの事務局説明対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようなので、採決をいたします。

局長

本議案につきまして、事務局説明のとおり、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見はないものとする  
ことに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって意見はないものとすることに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

事務局でございます。事務局より報告事項が8件ございます。

まず初めに、報告事項の(1)、議案書は5ページになります。

農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、2件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありません  
でした。

続いて、報告事項の(2)、議案書6ページから9ページになります。

農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、6月中に22件の届出を受理いたしました。

報告事項の(3)、議案書10ページから14ページになります。

農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、6月中に14件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項(1)から(3)の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決とし  
て受理書を交付いたしました。

続いて、報告事項(4)、議案書は15ページになります。

農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の合意解約がありました。

報告事項(5)、議案書16ページから18ページになります。

転用許可にともなう工事完了報告について、6件の報告書の提出がありました。

事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

報告事項(6)、議案書は19ページになります。

農地転用許可後の工事進捗状況報告について、1件の報告書の提出がありました。



事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに報告書を送付いたします。

続いて、報告事項（７）、議案書は２０ページになります。

農地の転用事実に関する照会について、１件を局長専決として回答いたしました。

最後に、報告事項（８）、議案書は２１ページから２２ページになります。

生産緑地地区における行為の制限の解除について、６件の行為の制限解除がなされ、市長より通知がありましたのでご報告いたします。

事務局からの報告は以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたします。（午後３時５５分）

続いて、今年度の農地利用状況調査について事務局から説明を願います。

事務局

\_\_\_\_\_ 説明 \_\_\_\_\_

議長

続きまして、事務連絡がございます。

次長

\_\_\_\_\_ 事務連絡 \_\_\_\_\_

議長

次に、農業委員だより編集委員会の委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員長

\_\_\_\_\_ 連絡事項 \_\_\_\_\_

議長

本日は、この総会の前段、推進委員の連絡協議会が開催されております。その中で、本日、連絡協議会の会長、副会長が決まりましたので、ご紹介したいと思います。白井推進委員が連絡協議会の会長となりました。

白井推進委員

白井です。どうぞよろしく申し上げます。

議長

副会長の岩佐推進委員です。

岩佐推進委員

岩佐です。推進委員７年目に入りましたが、初心に戻りまして、推進委員活動を行います。白井会長を補佐して頑張りますので、よろしく申し上げます。

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時15分第8回農業委員会総会の閉会を宣言した。

農業委員会会議規則第10条の規定により会議録を作製し、ここに署名する。

船橋市農業委員会総会議長

船橋市農業委員会委員

船橋市農業委員会委員